

株主のみなさまへ

持株会社体制への移行について

目次

1	持株会社体制への移行の背景・目的	1
2	持株会社の概要	3
3	グループ経営理念	4
4	グループストラクチャー	5
5	持株会社の経営体制（ガバナンス体制）	6
6	ビジネスモデル	7
7	グループシナジーの発揮	8
8	移行のスケジュール	9
9	移行に関するQ&A	10

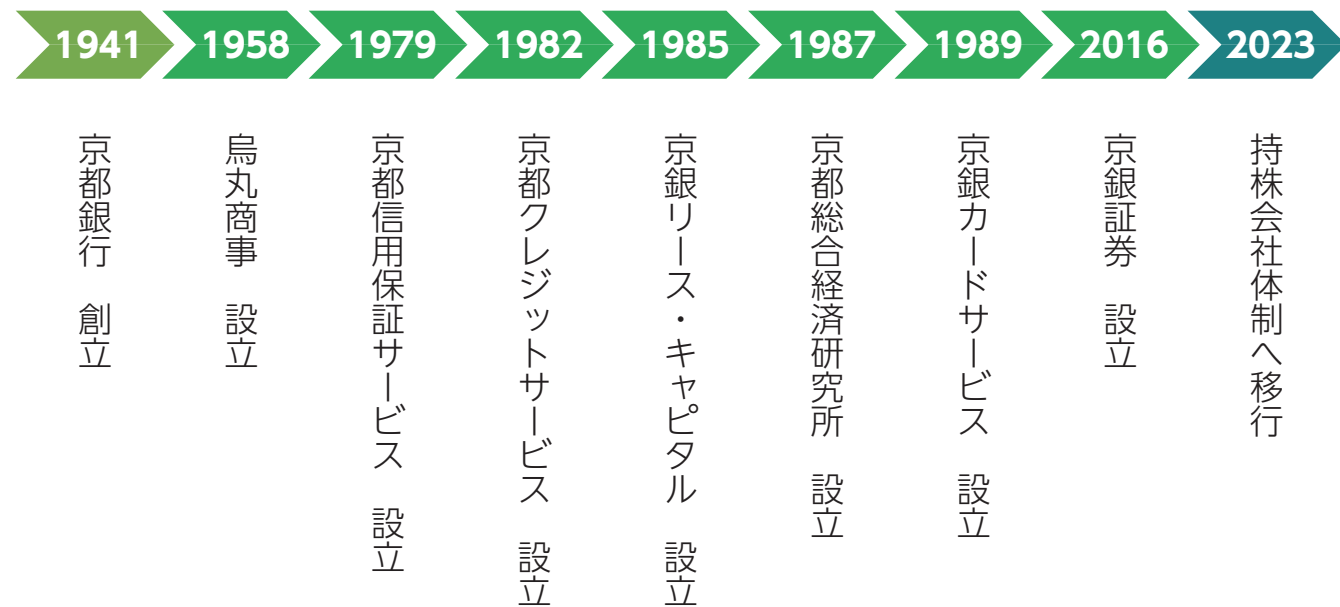


1. 持株会社体制への移行の背景・目的

当行は、「地域社会の繁栄に奉仕する」を経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献することを基本的な使命とし、質の高い金融サービス・ソリューションの提供を通じて、地域の活性化、課題の解決に取り組んでまいりました。

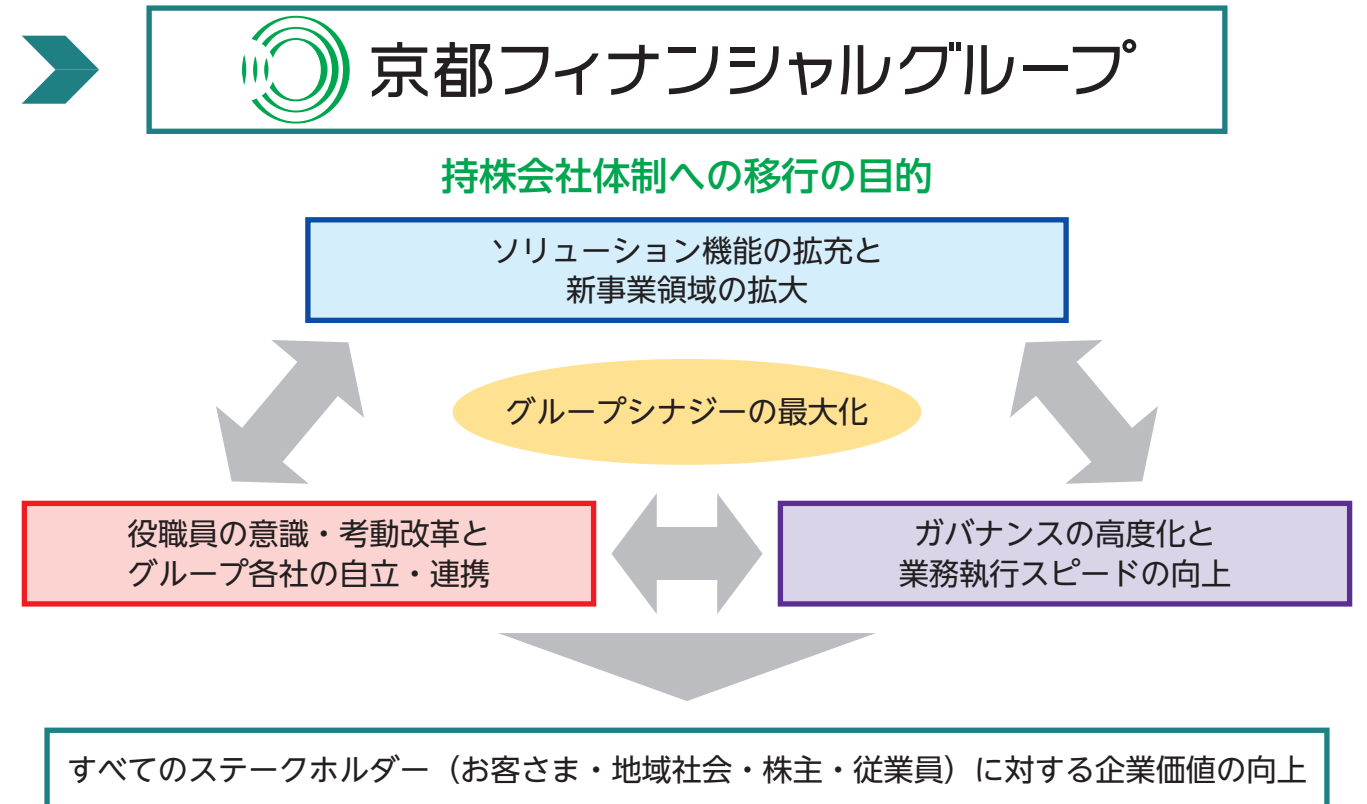
一方で、人口減少等の社会的課題に加え、DXへの対応やカーボンニュートラルの実現等の新たな社会的課題を有する中で、地域社会・お客さまが抱える課題も多様化・複雑化しており、当行グループが地域の活性化に貢献し、ともに成長を続けていくために果たすべき役割も大きく変化しております。

当行グループのこれまでの歩み



こうしたことから、金融機能の深化に加えて非金融機能の積極的な拡充により、地域社会・お客さまの課題を解決する企業グループとなるべく、「ソリューション機能の拡充と新事業領域の拡大」、「役職員の意識・考動改革とグループ各社の自立・連携」、および「ガバナンスの高度化と業務執行スピードの向上」を目的とし、持株会社体制へ移行することといたしました。

「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」という長期的に目指す姿の実現に向け、環境変化に機動的かつ柔軟に対応できる持続可能なビジネスモデルを確立することで、全てのステークホルダー（お客さま・地域社会・株主・従業員）に対する企業価値の向上を目指してまいります。



2. 持株会社の概要

京都フィナンシャルグループ

<ロゴマークについて>

ひろがり、つながる「波紋」をモチーフとしたデザイン。
一滴の水がひろがりを生み出すように、グループ役職員が地域社会に良い影響を広げる存在になることを表現しています。たとえ一人ひとりが生み出す影響が小さくても、それらが幾重にもひろがり、周囲とつながることで、世の中に新しい価値を生み出すグループになることを約束します。
また、ロゴマークを形作る3本のラインは、「お客さま」、「地域社会」、「株主」を表現しています。

商号	株式会社京都フィナンシャルグループ（英文名：Kyoto Financial Group, Inc.）
本店所在地	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
代表者	代表取締役社長 土井 伸宏（現 京都銀行 取締役頭取）
事業内容	1. 銀行および銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 2. 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務 3. 前2号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務
資本金	400億円
設立日	2023年10月2日
決算期	3月31日
上場証券取引所	東京証券取引所 プライム市場
単元株式数	100株
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社

3. グループ経営理念

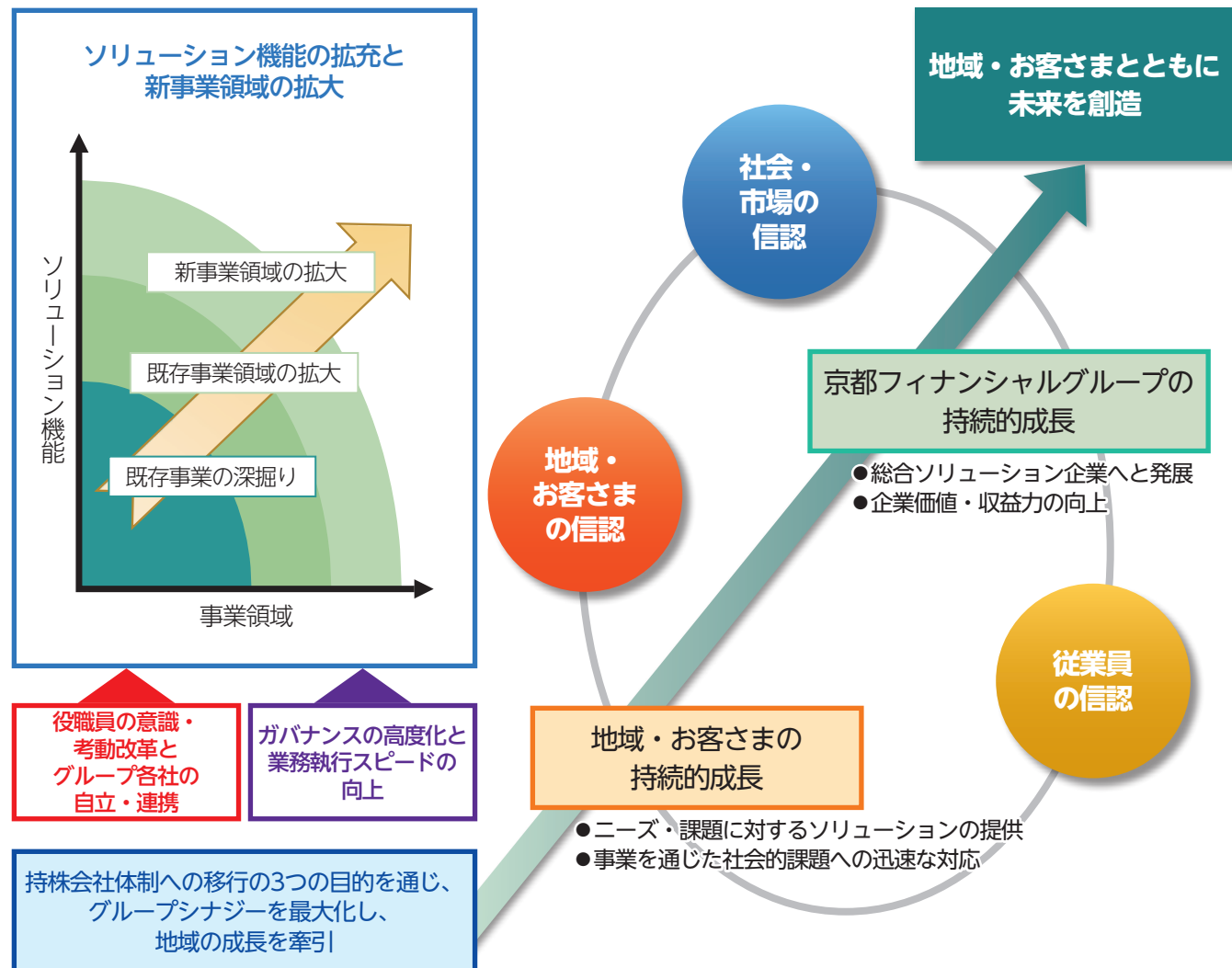
グループの経営理念・経営方針は、京都銀行の理念・方針を受け継ぐこととし、その実現に向けたグループの行動指針を持株会社設立を機に、新たに定めます。

京都銀行が創立以来一貫して掲げてきた経営理念のもと、当行グループがこれまで築き上げてきた顧客基盤、信用・信頼をもとに、より良い方向へと変化していくことで、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献し続けてまいります。



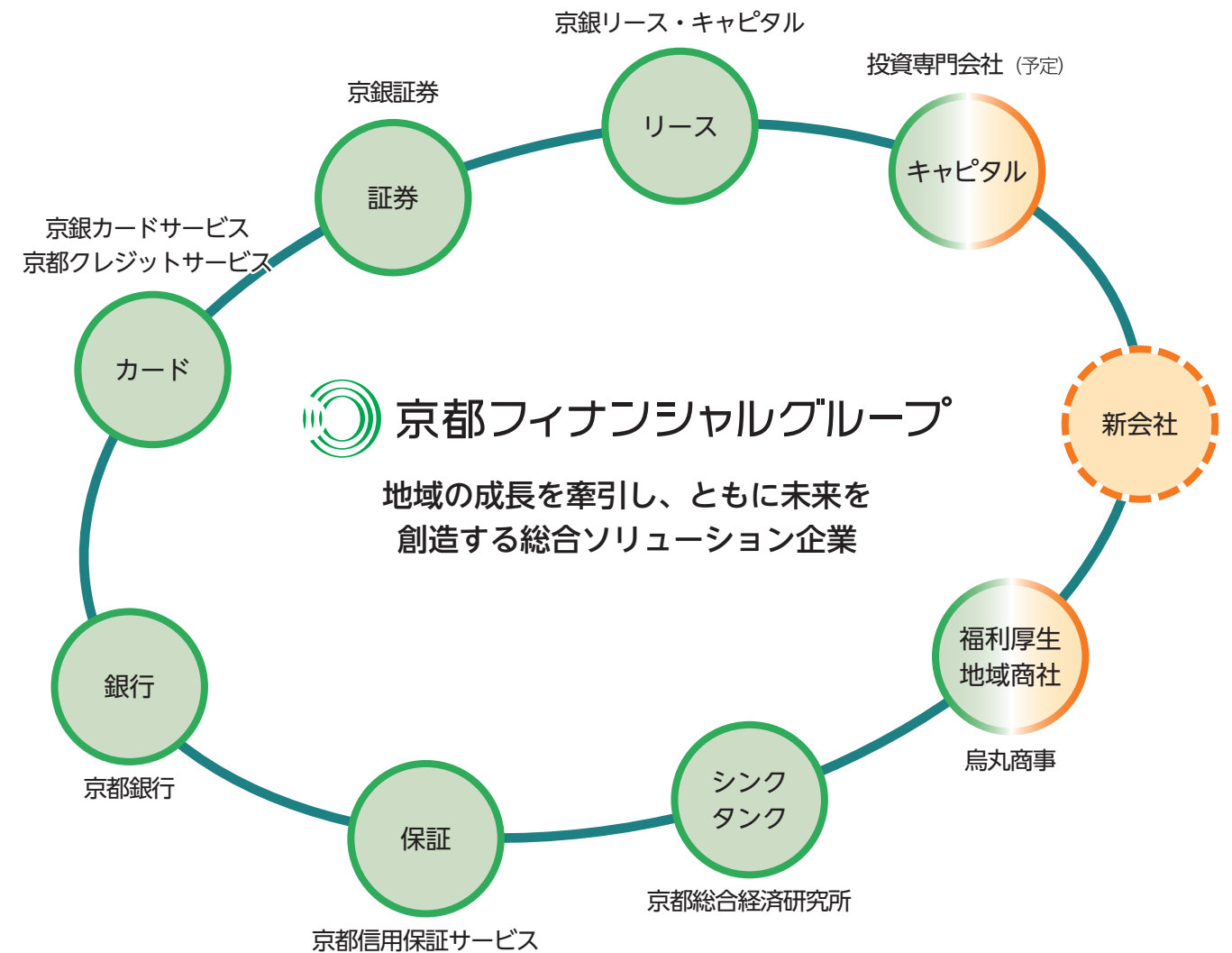
6. ビジネスモデル

地域・お客さまの多様なニーズ・課題の解決に取り組むことで、グループの持続的成長につなげ、「地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する総合ソリューション企業」を目指します。



7. グループシナジーの発揮

持株会社体制におけるグループ一体経営およびグループ内連携をさらに強化することで、グループシナジーを発揮し、地域・お客さまに多様なソリューションを提供します。



8. 移行のスケジュール

京都フィナンシャルグループは、当行の株主総会の承認および関係当局の認可等を得られることを前提として、以下のスケジュールにより、2023年10月2日に東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。



9. 移行に関するQ&A

Q 株式移転とはどのようなものですか？

A 株式移転とは、1つ、または2つ以上の株式会社がその発行済株式の全部を、新たに設立する株式会社に取得させることをいいます。今回の場合では、京都銀行の株式全部を新たに設立する京都フィナンシャルグループに取得させ、株主のみなさまには京都フィナンシャルグループの株式を代わりに交付する単独株式移転となります。

Q 保有している京都銀行株式はどうなりますか？何か手続きが必要ですか？

A 京都銀行の株式をそのまま継続して保有していただける場合、2023年10月2日(月)に自動的に京都銀行の株式1株に対して京都フィナンシャルグループの株式1株が割り当てられます。割当てに際し、株主のみなさまにおかれましては、特段の手続きは不要です。

Q 現在の京都銀行の株式は、いつまで取引所で売買することができますか？また、京都フィナンシャルグループの株式は、いつから取引所で売買できますか？

A 当行は、本株式移転により持株会社の完全子会社となります。これにより、京都フィナンシャルグループの上場に先立ち、2023年9月28日に東京証券取引所プライム市場を上場廃止となる予定であるため、京都銀行の株式が売買できるのは、2023年9月27日(水)までとなります。また、京都フィナンシャルグループの株式については、東京証券取引所プライム市場への新規上場(テクニカル上場)を申請するため、2023年10月2日(月)から売買可能となる予定です。

Q 2023年9月末の中間配当はどうなりますか？

A 2023年9月末現在の京都銀行の株主名簿に記載または記録された株主のみなさま、または登録株式質権者のみなさまに対して、2023年12月に京都銀行よりお支払いする予定です。

Q 証券コードはどうなりますか？

A 京都フィナンシャルグループの上場に伴い、現在の京都銀行の証券コード8369から変更となります。詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

